

## 平成 20 年度事業計画

財) 東京ローンテニスクラブは、寄付行為の規定に基づき平成 20 年度において下記の公益事業を行う。

### I. 国際親善の増進

- (1) 在日外国人を積極的にクラブ会員として受け入れ、日本人会員との交流によりテニスを通じた国際親善を図る。因みに前年平成 19 年度の外国人新入会員は 42 人であり、当クラブの外国人の割合は全会員の約 30%に当たる。又、内外の外国人関係クラブとの交流を通じて国際親善に寄与する。
- (2) 7 月のお盆パーティーや 12 月のクリスマスパーティ等の行事を開催し、クラブ内外の会員及びゲストとの交流を図る。
- (3) 名誉会員であられる天皇皇后両陛下並びに皇太子殿下におかれても随時クラブ行事に参加され、外国人会員とのプレーを通じ国際親善の増進に多大なるお力添えを賜っている。

### II. 地域コミュニティとの交流増進

- (1) 当クラブとして約 30 年の歴史を持つ“港区少年少女テニス教室”を本年も実施する。港区在住、在学の外国人及び日本人の少年少女を対象として、当クラブの外国人コーチがテニスの技術と国際人としてのマナーを指導する。この費用の殆どはクラブにて負担する。
- (2) 国内の関係クラブとの交流を図るため、無償で施設を提供しテニスの発展に寄与する。

### III. その他

- (1) 6 月に予定されている会員総会において、3 年毎に実施している日本人会員の公募(第 6 次)が正式決定されると、平成 21 年 4 月 1 日入会に向けての受入れ準備が進められる。
- (2) 12 月 1 日より公益法人制度改革に関する新制度施行に対応し、当財団の進むべき方向について十分な討議を行い、事業継続に支障のない移行を目指す。
- (3) 竣工から約 20 年を経過したクラブハウスと関連施設について、基本的な保守計画を立案し、順次建物の補修及び設備の更新等を実施する。本年度は既に耐用年数を超えている冷暖房施設等の更新工事を実施する予定。

以上